

京都市告示第121号

地方自治法第260条の2第11項の規定に基づき、平成5年9月30日付けで認可した日ノ岡第1南部町内会の代表者変更の届出、平成12年6月23日付けで認可した勧修寺自治連絡協議会の代表者変更の届出、平成9年3月14日付けで認可した醍醐北団地会の代表者変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示します。

平成23年5月16日

京都市長 門川 大作

変更があった事項及びその内容

1 代表者の氏名

| | 変更前 | 変更後 |
|------------|-------|-------|
| 日ノ岡第1南部町内会 | 樹山 勇 | 星野 貴弘 |
| 勧修寺自治連絡協議会 | 田丸 利正 | 北村 敏夫 |
| 醍醐北団地会 | 森口 良寛 | 石本 弘 |

2 代表者の住所

| | 変更前 | 変更後 |
|------------|---------------------|---------------------|
| 日ノ岡第1南部町内会 | 京都市山科区日ノ岡朝田町26番地の10 | 京都市山科区北花山山田町64番地の32 |
| 勧修寺自治連絡協議会 | 京都市山科区勧修寺泉玉町6番地の7 | 京都市山科区勧修寺北大日町21番地 |
| 醍醐北団地会 | 京都市伏見区醍醐新町裏町1番地10 | 京都市伏見区醍醐古道町3番地の7 |

(文化市民局市民生活部地域づくり推進課)